地方厚生(支)局保険年金(企業年金)課長 殿

厚 生 労 働 省 年 金 局 企業年金・個人年金課長

平成30年7月豪雨に係る厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納期限等の指定について

平成30年7月豪雨に伴う、厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納期限の延長については、「平成30年7月豪雨に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」(2018(平成30)年7月19日付年企発0719第3号厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知)により示したところである。

今般、「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」(平成30年厚生労働省告示359号)(別紙参照)により、平成30年7月豪雨による被害を受けた地域に所在する事業所等の厚生年金保険の保険料等の延長後の納期限等が下記のとおり定められたので、貴管下の基金の指導に特段の御配慮を賜りたい。

記

- 延長後の納期限
 平成30年11月27日
- 2. 延長後の納期限が定められた対象地域 別表に示す岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域 ※岡山県倉敷市真備町については別途期限を定める予定。
- 3. 対象となる保険料等

平成30年7月5日から平成30年11月26日までに納期限が到来する保険料等 (平成30年6月分~平成30年9月分までの保険料等)

○平成30年11月27日を延長後の納期限とする厚生労働省告示を行う地域(別表)

	地域		
【岡山県】	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高粱市、小田郡矢		
	掛町		
【広島県】	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、		
	安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町		
【山口県】	岩国市周東町		
【愛媛県】	宇和島市、大洲市、西予市		

〇厚生労働省告示第三百五十九号

第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十 年金保険法を含む。)、厚生年金特例法(平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十一条第一項及び なおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生 年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)附則第五条第一項の規定により 的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五 生労働省告示で定めることとされている期日であって、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法(公 項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保 七年法律第六十六号)第十一条及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第三条第一 正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 律第八十四号。以下「徴収法」という。)第三十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改 険料等に関する納期限等を延長する件(平成三十年厚生労働省告示第二百七十四号)において別途厚 の規定により準用される場合を含む。)の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十 救済に関する法律(平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。)第三十八条第一項 の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三 十五年法律第百二十三号)第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法 という。)第二条第八項又は子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条第一項 付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」 第百三十七条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十九条(厚生年金保険の保険給 (昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。)第十九条第三項又は石綿による健康被害の 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百八十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

地を有する平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金、当該地 るもので、その期限が同日から同年十一月二十六日までの間に到来するものについて、 務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告 第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事 所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域 律第三十四号)附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業 #に規定する事業主の同意がない者に限る。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法 域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(同条第七項ただし においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者)、当該地域に主たる事務所の所在 当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者(船員保険法第三条に規定する場合 ついては、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。)の事業主、 関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づく期限に 条の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。)及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に るもの(以下 [特定事務組合] という。)に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係 成三十年七月五日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有す 書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平 に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章 同月二十七日

		<u></u>		
愛	ıШ	広	岡	
娞	п	島	山	
県	県	県	県	都道
				都道府県名
				名
l				ļ
四	岩国市周東町	安芸郡 版野町 安芸郡 版野町 安芸郡 版野町 安芸郡 旅野町 安芸郡 市中町 安芸郡 市中町 安芸郡 市中町 安芸郡 海田町 町 安芸郡 海田町 町 安芸郡 海田町 町 安芸郡 海田町 町 安芸郡 大田 島市 安芸区	小田郡 医 岡山市北区 岡山市北区 岡山市北区	
市市局市	市周	郡 郡 郡 郡 島 島 市 市 市 市 坂 熊 海 府 市 市 安	郡 市 市 市 市 市 市 矢 東 北	
	東町	町 野 田 中) 掛 区区 町	
				地
			·	
				域
			•	

平成三十年十月十七日

厚生労働大臣 根本 匠